

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成22年3月31日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第4号

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程
香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児短時間勤務職員等の勤務時間等の特例) 第8条 略</p> <p><u>(年次休暇)</u> 第8条の2 <u>再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の一年における年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮して管理者が定める日数とする。</u> 2 <u>年次休暇は、1日又は半日若しくは1時間を単位として与えるものとする。</u> 3 <u>1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。</u> <u>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 7時間45分</u> <u>(2) 再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 1日の勤務時間の時間数（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない場合は、4週間における1日平均の勤務時間の時間数）（その時間数に1時間未満の端数があるときは、5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げた時間数）</u></p> <p>(その他の勤務時間等) 第9条 第3条から前条までに定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の適用を受ける職員の例による。<u>この場合において、同条例第9条の3第1項中「超勤代休時間」とあるのは、「時間外勤務代休時間」とする。</u></p>	<p>(育児短時間勤務職員等の勤務時間等の特例) 第8条 略</p> <p>(その他の勤務時間等) 第9条 第3条から前条までに定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の適用を受ける職員の例による。</p>

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。